

本商品のご購入にあたりお客様にご注意いただく点

重要事項

■本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。■本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約（一部解約を含みます）に応じることがあります。■信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。■本商品のお申し込みは、原則として取消すことができません。また、お申し込みに関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。

■直接的にご負担いただく費用

申込手数料	お申込金額の2%（税別）とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。なお、追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2%（税別）を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。
解約手数料	解約手数料はかかりません。

■間接的にご負担いただく費用（※）

信託報酬	<p>信託報酬は、原則として計算期日（毎年11月10日）に信託財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。</p> $\text{信託報酬} = \text{計算期間中の信託元本平均残高} \times \text{信託報酬率} 0.10\% \times \text{計算期間中の日数} \div 365 \text{（円未満切捨）}$ <p>ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益（信託財産の運用収益等から費用等を控除した額）を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値（円未満切捨）を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。</p>
その他信託財産にかかる費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

（※）いずれも、信託財産の中から支払われる費用です。

■税金について

◇受益者の収益金に関しては、20.315%（※）（国税15.315%、地方税5%）の税金が分配時に源泉徴収されます（本商品は、マル優制度の取り扱いはありません）。（※）課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。◇受取人（第二受益者）が受け取る信託財産は、相続税の課税対象資産となります。税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

■主なリスクについて ◆本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

信用リスク	運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。
金利変動リスク	市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。
流動性リスク	一時期に想定を超える大量の中途解約や相続発生による一時金の支払が発生するなど、支払準備のための資金が不足した場合、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

●お申し込みに関する留意点

- ◆本商品の信託財産は、相続発生後、遺言や遺産分割協議によらず第二受益者に交付されます。お申し込みにあたっては、相続人の方の遺留分を十分考慮いただき、信託金額をご決定ください。
- ◆第二受益者が受け取る信託財産は、相続税の課税対象資産となります。税務・法務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士、弁護士等の専門家にご相談ください。
- ◆本商品のお申し込みは、原則として取消すことができません。また、本商品のお申し込みに関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。

●分配方法に関する留意点

- ◆本商品は、実績配当型の金銭信託です。本商品の分配水準は、計算期間中に信託財産が受け取る運用収益の状況をもとに決定されます。本商品では、主たる運用対象である定期預金への運用の内容（運用期間等）は、信託財産の状況（合同運用財産の増減予定等）によって決定されます。定期預金はその運用期間によって、預金利息の計算方法や收受時期が異なるため、合同運用財産の増加等を要因として新たな運用が開始されても、運用開始と同一計算期間中に信託財産が受け取る運用収益としては認識できない場合があります。一方で、各受益者への分配は、各受益者ごとの計算期間における信託元本の平均残高で決定されることから、計算期間における信託元本の変動によっては、計算期日における分配水準に影響が及ぶことがあります。

販売会社：株式会社愛媛銀行

商号等	株式会社愛媛銀行 四国財務局長（登金）第6号
本店所在地	〒790-8580 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
設立年月日	1943（昭和18年）年3月20日
資本金	207億98百万円（2017年3月末現在）
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
加入金融商品取引業協会	日本証券業協会 ※販売会社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会には加入していません。
販売会社の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
販売会社が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。

詳しくはお近くの店頭窓口までお気軽にお問い合わせください。

●支払停止・強制終了

- ◆前述のリスク等により約款に定める一定の事由が生じた場合、受託者は元本の償還を停止することがあります。さらに、必要があると認めた場合には、信託財産を換金処分のうえ各受益者に按分して交付し、信託を終了する手続きを行うことがあります。

●遺留分減殺請求時の取り扱いについて

- ◆お客さまの相続人から受取人（第二受益者）に対する遺留分減殺請求がなされている場合等の紛議が生じている場合は、紛議の解決を受託者が確認できるまで、信託財産の交付は停止します。
※お客さまの相続人と受取人（第二受益者）との間で遺留分減殺請求がなされている場合等の紛議が生じている場合は、受取人から受託者への通知が必要となります。受託者がその事実を知らずに、信託財産の交付を行ったためにお客さまの相続人、第二受益者他関係者に生じた損害については、販売会社および受託者は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

受託者：みずほ信託銀行株式会社

商号等	みずほ信託銀行株式会社
本店所在地	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
設立年月日	1925年（大正14年）5月9日
資本金	2,473億円（2017年3月末現在）
受託者が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	みずほ信託銀行 信託プロダクツ業務部 電話番号 03-3274-3432

愛媛銀行

ひめぎん

検索

<http://www.himegin.co.jp/>

遺代-0576-2-001

ひめぎん 遺言代用信託

合同運用指定金銭信託（遺言代用型）



あなたに
万が一のことが
あった時の対策は
できていますか？

『ひめぎん遺言代用信託』は、お客さまに相続が発生した際に、遺言書等によらず簡単な手続きでご家族等がスムーズにご資金を受け取ることができる遺言代用型の金銭信託です。ご家族お一人さまごとに受取方法や受取割合をご指定できるのでお客さまの想いも遺せます。

ご注意ください!! 口座は凍結されてすぐにはお金をおろせなくなります!

口座名義人が亡くなったことを金融機関が知ると、預金口座は一旦凍結され、引き出すことも、入金することもできなくなります。

平成30年1月現在

詳しい内容は中面をご覧ください。→

ひめぎん 遺言代用信託

合同運用指定金銭信託(遺言代用型)

商品概要

特徴 1

200万円から お申し込みいただけます

お一人さま200万円以上3,000万円以下で
お申し込みいただけます。お客さまの
ご資金とニーズに合わせてご利用いただけます。

特徴 2

信託金は、主に 愛媛銀行の定期預金で運用します

みずほ信託銀行は、本商品に
お申し込みいただいた信託財産を合同して、
主に愛媛銀行の定期預金で運用します。

特徴 3

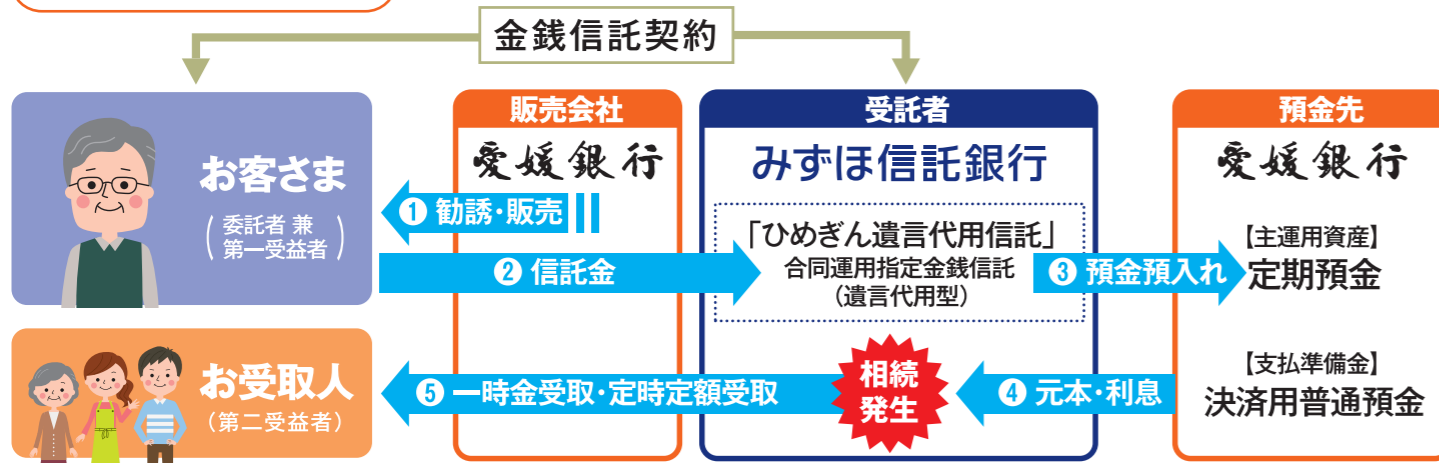
お客さまのご資金を 信託銀行で管理・保全します

お客さまは、みずほ信託銀行と信託契約を
締結していただき、ご資金は信託財産として、
みずほ信託銀行が責任をもって管理・保全します。

ご利用いただける方	個人のお客さま(未成年の方を除く)
信託設定日	お申込日の翌月25日(銀行休業日の場合は当該日の前営業日となります)
信託期間満了日	信託設定日からお客さまがご指定した期間(5年~30年の期間から1年単位でご指定)後に 最初に到来する計算期日(毎年11月10日となります)
信託期間	原則として、信託設定日(信託契約日)から信託期間満了日までとなります。
お受取人(第二受益者)	相続人となられる方(推定相続人)の中から、最大4名さままでご指定いただけます。
お受取方法	「一時金受取」「定時定額受取」の2つのプランの中から、ご家族お一人さまごとの受取方法や 受取割合をご指定いただけます。
追加信託	お申込金額の上限額(3,000万円)の範囲内、お客さまによる追加信託が可能です。 (受取人(第二受益者)による追加信託はできません。)

◆お申し込みにあたっては、お客さまご本人によるお手続きが必要になります。

仕組みとお受取方法



① 愛媛銀行は、販売会社として本商品の勧誘・販売を行います。② お客さまからお預かりする信託金は、愛媛銀行を通じて、みずほ信託銀行(受託者)が受領します。
③ 信託金受領後、愛媛銀行を預け入れ先として定期預金による運用を開始します。④ 本商品では、配当は税引き後に信託元本に元加されます。⑤ お客さまがお亡くなりになった場合は、定められた方法(一時金受取・定時定額受取)により、信託財産を受取人に交付します。

お受取方法は、財産の受取人・受取方法・受取割合をお客さまの目的に応じてあらかじめ決めることができます。

一時金受取

ご家族がすぐに、
ご資金を受け取ることができます。

こんな方におすすめ

- ◆ご自身の葬儀費用やご家族の納税資金をあらかじめ準備されたい方
- ◆ご自身の方が一に備え、ご家族の当面の生活資金をご用意されたい方

定期定額受取

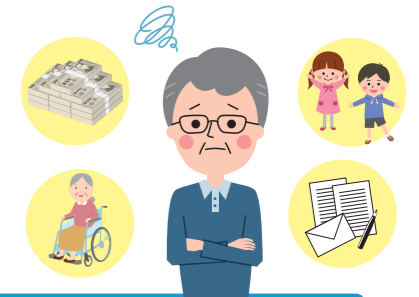
ご家族が一定期間、定期的にご資金を受け取ることができます。

こんな方におすすめ

- ◆配偶者さまのための安定的な生活資金をご用意されたい方
- ◆お子さまの将来を長く支えていきたい方

このような相続のお悩みはございませんか？ 「ひめぎん遺言代用信託」で解決できます！

- 相続が始まると、預金はすぐに引き出せないって聞いたけど……パターン.1へ
- 自分にもしものことがあった時、遺された配偶者の生活が心配だなぁ……パターン.2へ
- 子どもにお金を遺したいけど、遺言書を書かないといけないのかなぁ……パターン.3へ
- 相続の手続きは大変だとよく聞くけど、家族には迷惑をかけたくないなぁ……パターン.4へ



パターン.1 万が一に備えて、自分の葬儀費用は用意しておきたい

「一時金受取」で
ご家族が簡単な手続きですぐに
ご資金を受け取れます。

(例) 相続発生後、配偶者さまが一時金を受け取った場合

信託金 300万円 → 相続発生 → 配偶者 → 一時金受取 300万円

パターン.2 自分が亡くなった後、配偶者の生活資金を遺したい

「定時定額受取」で
配偶者さまの安定した
生活をサポートします。

(例) 相続発生後、配偶者さまが年2回ずつ10年間で受け取った場合

信託金 3,000万円 → 相続発生 → 配偶者 → 定時定額受取 3,000万円 (150万円/年)

パターン.3 自分が亡くなった後、同居する子どもが困らないようにしたい

「一時金受取」と「定時定額受取」で
お子さまの安心ある未来をサポートします。

(例) 相続発生後、お子さまが一時金を受け取り、その後、年1回ずつ4年間で受け取った場合

信託金 2,000万円 → 相続発生 → 子ども(同居) → 一時金受取 400万円 + 定時定額受取 1,600万円

パターン.4 配偶者と同居する子どもには、手厚くお金を遺したい

「一時金受取」と「定時定額受取」でご家族ごとに
受取割合を設定することができるので、
お客さまの想いを遺せます。

(例) 相続発生後、配偶者さまと同居のお子さまは一時金の受け取りに加え、年1回ずつ10年間で受け取り、別居のお子さまが一時金を受け取った場合

信託金 3,000万円 → 相続発生 → 配偶者(500万円一時金) + 子ども(同居)(250万円一時金) + 子ども(別居)(250万円一時金) + 定時定額受取 1,000万円